

生田哲郎◎弁護士・弁理士／川瀬茂裕◎弁護士

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスが 付された著作物の利用について 著作権侵害が認められた事例

[東京地方裁判所 令和4年7月13日判決 令和3年(ワ)第21405号]

1. 事件の概要

本件は、原告がインターネット上の写真共有サイトに投稿した写真を、著作者が原告であるという表示をすることなく被告の管理運営するウェブサイトに掲載した被告の行為が、原告の写真についての公衆送信権（著作権法23条）等を侵害するとして、原告が侵害行為の差止めおよび損害賠償を求めた事案です。

本件の注目すべき点は、原告が投稿した写真に「表示-継承」のクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下、CCライセンス）が付されていたことです。CCライセンスは、「YouTube」の動画や「初音ミク」（音声合成ソフト）を用いた楽曲等のエンターテインメントの分野から、AI開発に用いるデータセット等のテクノロジーの分野まで幅広く用いられているため、日常で目にする機会も多数あります。しかしながら、このCCライセンスが訴訟で正面から取り扱われた例は数少なく、CCライセンスを付与していることが著作権侵害の判断においてどのように取り扱われるのか、これまで必ずしも明らかではありませんでした。

それほど複雑でない著作権侵害事件

ではあるものの、CCライセンスが付与されていることが直接問題となった珍しい事例であるため、本稿で紹介します。

2. 裁判所の判断

(1) 前提事実

「原告は……一般私人……被告は……株式会社である」

「本件写真は……写真の著作物に該当する。原告は、本件写真の著作者であり、著作権者である」

「原告は、『Flickr』（以下『本件写真共有サイト』という。）にて本件写真を投稿し、公開するとともに、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（作品を公開する著作者が条件付きで作品の再使用を許可するに当たって容易にその意思を表示できるようにクリエイティブ・コモンズが策定した条件付使用許諾の種類。以下『CCライセンス』という。）を付与し、著作者の表示等を条件に本件写真の複製等による使用を許諾している」……(A)

「本件画像は、被告が管理運営するウェブサイト『C』（……以下『本件被告サイト』という。）において、平成29年11月4日から令和3年1月7日までの間、掲載されたが、本件被告

サイトにおいて、本件写真の著作者が原告である旨の表示はされなかった」

(2) 裁判所の判断

ア 被告による著作権および著作者人格権の侵害行為の有無

「被告は、自社が運営する着物及び浴衣買取ウェブサイトへの送客のため、着物及び浴衣に関するウェブサイトを作成することとし、遅くとも平成29年11月4日までに、外注会社に本件被告サイトの制作を依頼し、同外注会社をしてビジュアルハントから本件写真の画像データをダウンロードし、別紙URL目録記載①のURLによってアクセスできるように、上記の画像データから作成した本件画像の画像データをサーバーに保存して、本件写真を有形的に再製するとともに、本件被告サイト内の同目録記載②のURLによりアクセスできるページに、上記サーバーに保存された本件画像データへのリンクを張ったことが認められる」

「上記認定事実によれば、被告は、本件被告サイトにおいて、本件画像をサーバー内に保存することにより、本件写真を複製し、送信可能化したと評価することができる」

「そして、……本件被告サイト内に

において、本件写真の著作権者が原告であることは表示されていない」

「したがって、被告は……原告が付与した使用許諾条件に違反して本件写真を複製及び送信可能化し、かつ、原告の実名又は変名を著作権者として表示することなく本件写真を公衆に提供又は提示したといえ、原告の本件写真に係る複製権及び自動公衆送信権並びに氏名表示権を侵害したといえる」

イ 被告の故意過失の有無

「ビジュアルハント上の本件写真が掲載されているページには、『DOWNLOAD FOR FREE』との表示がされていることが認められるが、他方で、同表示のすぐ下には『Copy and paste this code under photo or at the bottom of your post』（写真の下又は掲載下部にこのコードを複製し貼り付けよ）との表示が、更にその下には『Check license』（ライセンスを確認せよ）との表示が、それぞれされていること、更にその下部には『License: Attribution - ShareAlike License』（使用許諾：表示—継承使用許諾）と記載されたリンクが表示され、同リンクをクリックすると、CCライセンス証……に係るページが表示されることが認められる。そして……上記のCCライセンス証には、本件写真は著作権を表示する等の条件に従う限り自由に複製等の使用をすることができる旨の記載がされていることが認められる」

「そうすると、上記ページを見た者は、通常、本件写真が著作権及び著作権者人格権により保護されており、一定の条件に従わない限り使用することができないことを認識し、又は認識する

ことができるといえるから、本件被告サイトに著作権を表示せずに本件画像を掲載したことについて、被告には少なくとも過失があったと認められる。

被告は、上記表示が英文で記載されており非常に分かりにくいなどと主張するが、上記英文は、インターネット上で検索又は翻訳機能を使用することによりその意味を調査することは可能であるといえるから、被告の主張は理由がない」

ウ 損害の発生の有無および額

「原告は、通常、fotoQuoteのライセンス表に従って写真のライセンスを付与していることが認められるが、同ライセンス表が我が国の市場におけるライセンス額の算定基準として相当なものといえるかどうかは明らかではなく、同ライセンス表のみに依拠して使用料相当額を検討することは相当ではない」

「他方……協同組合日本写真家ユニオン作成の使用料規程（以下『本件規程』という。）は、同組合が管理の委託を受けた写真の著作物の使用に係る使用料を定めるものであると認められるところ、本件規程は日本国内において実際に適用されているとうかがわれること、他に本件規程を本件写真の使用料に適用することが不相当な事情や、本件規程に定められた使用料自体が過大であるといった事情がうかがわれないことからすると、原告が本件写真の著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額（著作権法114条3項）の算定に当たっては、本件規程の内容を参酌するのが相当である」

「そして、本件規程によれば、商用

広告目的でウェブページの最初のページより後のページ（以下『セカンダリーページ』という。）に写真を掲載する場合の使用料は、12か月以内で5万円、1年を超える場合の次年度以降は1年毎に2万円とされていることが認められる」

「本件写真の使用目的は商用広告目的であると認められる。また、本件写真はセカンダリーページにおいて掲載され、その使用期間は……約3年以上4年未満であることから、本件規程に基づくと、原告が本件写真の著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、11万円と認められる（5万円＋3×2万円＝11万円）」

「本件被告サイト上に本件画像が掲載された期間は、約3年2か月間と長期間にわたっていること、他方で、……上記期間における本件被告サイトのPV（ページビュー）は207にとどまり、本件写真の公衆への提供又は提示の回数自体は多いとはいえないこと等に鑑みると、原告の本件写真に係る氏名表示権侵害による慰謝料額としては3万円が相当であると認められる」

「本件の事案の性質及び内容、訴訟経過等に鑑みると……弁護士費用の額は1万円と認めるのが相当である」

3. 考察

（1）CCライセンスの概要

CCライセンスとは、クリエイティブ・コモンズという国際非営利団体が提唱したライセンスシステムで、分かりやすい定型的なライセンス条件の表示によって、著作物をより広く自由に（かつ適法に）流通させるという理念

に基づいて策定されました。CCライセンスは、主にインターネット上で公開される著作物に付されることを想定しており、著作権者は著作物と共にCCライセンスを表示することで簡単に著作物の利用条件に関する意思表示ができます。著作物にCCライセンスマークを付すだけで、難しい法的知識がなくても著作物の利用条件についての取り決めができるという簡便さから、CCライセンスは日本を含む100以上の国々で活用されています。

(2) CCライセンスの法的位置付け

CCライセンスの付与は、法的には著作物の利用許諾（著作権法63条1項）に該当すると解されます。また、CCライセンスにおいては、著作者名等の表示を求める「BY（表示）」、元の作品と同一のライセンス条件での公開を求める「SA（継承）」等の4種類のライセンス条件を定めることができますが、これらは利用許諾の条件（同条2項）に該当すると解されます。

(3) CCライセンスと利用許諾の成立

著作物の利用許諾は契約の方式で行われることが通常ですが、遺言と同様に、著作権者の単独行為によって利用許諾が成立するかどうかという点について、法解釈上争いがあります。すなわち、単に著作権者が著作物にCCライセンスを付しただけで利用許諾が成立しているといえるか否かは一つの論点になります。

この点に関し、本件において被告は、原告が本件写真を投稿しCCライセンスを表示した本件写真共有サイトではなく、「ビジュアルハント」という別のウェブサイトから本件写真をダウン

ロードしました。そのため、原告が本件写真共有サイト上で行った、利用許諾の申し込みの意思表示が被告に到達しておらず、契約が成立していないように思われます。しかし本判決では、特に意思表示が被告に到達したか否かを問題にすることなく、単にCCライセンスを付与したことをもって「使用を許諾した」と認定していることから〈前記(A)〉、単独行為であっても利用許諾は成立する、という考え方を採用しているものと理解されます。

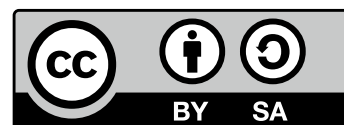
一応「ビジュアルハント」上の表示を介して原告の利用許諾の意思表示が被告に到達したと解する余地もありますが、本判決では一切言及がないため、この考え方は採用されていないと考えられます。

(4) CCライセンスの表示と故意過失

本件では、被告がダウンロードした「ビジュアルハント」のウェブサイト上に「License: Attribution-ShareAlike License」（使用許諾：表示—継承使用許諾）等の記載があり、かつ、CCライセンス証（CCライセンスの説明が記載されたウェブページ）へのリンクがあったことから、「条件に従わない限り使用することができないことを認識……できた」として、過失を認定しました。

被告はこの点について、上記表示が英文で記載されており非常に分かりに

くいと主張していましたが、裁判所は英文を検索したり翻訳機能を使用したりすることで、その意味を調査することは可能であるとして、この主張を簡単に退けました。この判断の背景には、「英文」のような一般的な表記であれば、「それを検索・翻訳して意味を調べる程度はすべきだ」という社会的なコンセンサスがあるものと考えられます。



もし仮に「ビジュアルハント」上に英文の説明がなく、ただCCライセンスマーク（上記参照）しか掲載されていないような場合にも、「条件に従わない限り使用できないことを認識できた」として過失を認定できるかどうかは興味深い論点になります。

確かにCCライセンスは万人に知られている表記ではなく、「英文」の表記ほど「その意味を調査すべきだ」という社会的コンセンサスはありません。しかし、CCライセンスが世界中で活用され、その認知度が飛躍的に高まっている現状に鑑みれば、本件と同様に「インターネット上でそのマークを検索することにより、容易にその意味を調査することができた」として、過失が認定される可能性も少なくないと考えられます。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所勤務し、独逸国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

かわせしげひろ

一橋大学法学部法律学科卒業。大学卒業後、電気メーカーにおいてIT技術者として勤務した後、現職に至る。IT技術関連の知財・訴訟業務に限らず、著作権・商標・不正競争防止法関連の案件のほか一般民事に関する案件を含めてさまざまな業務を担当。